

令和五年三月二十四日提出
質問 第三七号

政府職員の動画投稿アプリ「T i k T o k（ティックトック）」の利用の規制に関する質問主意書

提出者 大西 健介

政府職員の動画投稿アプリ「T i k T o k（ティックトック）」の利用の規制に関する質問主

意書

欧米では、ユーザーの個人情報为中国政府に渡るおそれがあるとの安全保障上の理由から、動画投稿アプリ「T i k T o k（ティックトック）」についての利用規制の動きが広まっている。

アメリカでは、昨年十二月、連邦政府のパソコンやスマートフォンでの使用を禁止する法律が成立。本年二月には、政府職員に対し、政府支給の端末からT i k T o kを削除するよう命じた。カナダ政府も、政府が支給する端末での使用を禁止すると発表。三月には、イギリス政府も、政府支給端末での使用を禁止した。そこで、以下について政府の見解を明らかにされたい。

一 日本政府も、動画投稿アプリ「T i k T o k（ティックトック）」を名指しして、政府職員のT i k T o kの使用を明確に禁止することを検討すべきではないか。

二 松野官房長官は会見で「T i k T o kは日本政府のなかでも制限している」と述べたが、「政府機関等におけるサイバーセキュリティ対策のための統一基準」には、T i k T o kという具体的なアプリの名称はなく、アプリについての一般的な注意や機密を扱う端末では原則として使わないようにと書かれている

だけであり、先進国各国の規制と比して不十分ではないか。

三 大臣、副大臣、政務官がT i k T o kを使用しているかを確認の上、明らかにされたい。
右質問する。